

2-⑩ 常任委員会の交代制

検討趣旨	国会の常任委員会の交代制を本市の常任委員会にも認めるかどうかを検討する。
これまでの経過及び現状	<p>国会では、衆議院・参議院の常任委員会において、委員が自身の所属する常任委員会以外の委員会に、同会派の委員と交代して出席したい場合、会派から委員の所属委員会の差替えを申請すれば、議長は許可している。(参議院では同一議員の委員の所属委員会の差替えは1日1回限りとの基準があり、委員長は委員会の冒頭に委員の交代を報告している。衆議院では交代の回数制限と委員会冒頭での報告義務はない。)</p> <p>京都市会においては、常任委員会の任期がおおむね1年であることから、常任委員会の所属は変更しないのを例としており、議員の死去、辞職により当該会派の所属議員が1人になった場合以外は認めていない。</p> <p>なお、常任委員が所属委員会以外の委員会で発言したい場合は、委員外議員として委員会に申出を行い、委員会の許可を得て出席することができる。</p>
課題	<p>① 市民、理事者から議員の所属委員会が不明確となる。</p> <p>② 「議員は特定の分野を担当し、その分野の専門家となり、能率的かつ詳細な審査を行う」という委員会制度の趣旨との整合性</p> <p>③ 委員会の統一性、一体性及び委員の専門性が確保できるか。</p>
参考	<p>【他都市の状況】</p> <p>1 常任委員会で差替えを認めている政令指定都市(1市) 大阪市 当該委員長を経て、議長の許可を得れば常任委員の所属変更は可能(回数制限はなし)。大阪市では委員外議員の出席事例はなく、委員の差替えにより他の委員会へ出席している。</p> <p>2 特別委員会で差替えを認めている政令指定都市(1市) 千葉市 予算・決算特別委員会の分科会(第1,第2分科会)の間で、委員の差替えを認めている。(ただし、同一会派内において1日単位で認めており、差替えの申出は、当該分科会の前日までに理事を通じて行う。)</p> <p>【根拠法令】 京都市会委員会条例 第5条 常任委員、市会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が指名する。</p> <p>2 (略)</p>

3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 (略)

5 議長は、第1項の規定により委員を指名したとき又は第3項の規定により委員の委員会の所属を変更したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

第6条 市会運営委員及び特別委員は、辞任しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 議長は、前項の規定により市会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

3 (略)